

法人市民税（一宮市）

1 均等割の税率

税率区分の算定基準となる資本金等の額 ※1	一宮市分の従業者数	均等割額(年額)	
下記に掲げる法人以外の法人等 ※2		50,000円	
千万円以下(千万円を含みます)	50人以下	50,000円	
千万円以下(千万円を含みます)	50人超	120,000円	
千万円超1億円以下(1億円を含みます)	50人以下	130,000円	
千万円超1億円以下(1億円を含みます)	50人超	150,000円	
1億円超10億円以下(10億円を含みます)	50人以下	160,000円	
1億円超10億円以下(10億円を含みます)	50人超	400,000円	
10億円超	50人以下	410,000円	
10億円超50億円以下(50億円を含みます)	50人超	1,750,000円	
50億円超	50人超	3,000,000円	

※1: 資本金等の額とは法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額、又は同条17号に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をいいます。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、無償増資、無償減資等による欠損填補を行った金額を調整した金額となります。また、調整後の資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額または出資金の額を資本金等の額とします。

※2: ①申告納付義務のある公共法人、公益法人等、人格のない社団等②保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの

均等割額の早見表

基礎税率 \ 月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
50,000	4,100	8,300	12,500	16,600	20,800	25,000	29,100	33,300	37,500	41,600	45,800	50,000
120,000	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000
130,000	10,800	21,600	32,500	43,300	54,100	65,000	75,800	86,600	97,500	108,300	119,100	130,000
150,000	12,500	25,000	37,500	50,000	62,500	75,000	87,500	100,000	112,500	125,000	137,500	150,000
160,000	13,300	26,600	40,000	53,300	66,600	80,000	93,300	106,600	120,000	133,300	146,600	160,000
400,000	33,300	66,600	100,000	133,300	166,600	200,000	233,300	266,600	300,000	333,300	366,600	400,000
410,000	34,100	68,300	102,500	136,600	170,800	205,000	239,100	273,300	307,500	341,600	375,800	410,000
1,750,000	145,800	291,600	437,500	583,300	729,100	875,000	1,020,800	1,166,600	1,312,500	1,458,300	1,604,100	1,750,000
3,000,000	250,000	500,000	750,000	1,000,000	1,250,000	1,500,000	1,750,000	2,000,000	2,250,000	2,500,000	2,750,000	3,000,000

※均等割額の月数は、1月に満たない端数は切り捨てます。ただし、存在月数が1月に満たない場合は1月とします(3ヶ月と10日→3ヶ月、20日→1ヶ月)。

2 法人税割の税率 $\frac{6}{100}$ (平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度は $\frac{9.7}{100}$)

ご不明な点がございましたら、一宮市財務部市民税課へお問い合わせください。 電話 (0586)28-9150(直通)